

社会・地域貢献準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(十二)

平二十四・四・一から平二十四・九・三十までの間に終了した事業年度又は連結事業年度分

当期積立額		1	円	翌 期 繰 越 額 の 計 算  貸 借 対 照 表 と の 差 額 の 明 細	期首社会・地域貢献準備金の金額	7	円
積立限度額  〔当期の日本郵政株式会社法第13条第2項に規定する利益金の額のうち社会・地域貢献基金に積み立てた金額〕		2			当期益金算入額	8	
					同上以外の場合による益金算入額	9	
積立限度超過額  (1) - (2)		3			計 (8) + (9)	10	
					当期積立額のうち損金算入額 (1) - (3)	11	
累積限度超過額の計算		4			差引社会・地域貢献準備金の金額 (7) - (10) + (11)	12	
					累積限度超過額 (5)	13	
					期末社会・地域貢献準備金の金額 (12) - (13)	14	
累積限度超過額の計算		5			貸借対照表に計上されている社会・地域貢献準備金	15	
					差引 (15) - (14)	16	
限度超過額合計  (3) + (5)		6			当期	17	
					当期に生じた差額の合計額 (6) + (17)	18	
					前 期 分 以 前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(16))	19	

## 別表十二（十二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、日本郵政株式会社が、措置法第57条の9（社会・地域貢献準備金）の規定の適用を受ける場合又は同法第68条の58の2（社会・地域貢献準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。  
なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「期首社会・地域貢献準備金の金額7」には、当期首現在の税務計算上の社会・地域貢献準備金の金額を記載します。